

設備投資・資金繰り (返済負担を軽減できる)

日本公庫 新型コロナ特別貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況悪化を来している方が対象。**特定の要件を満たせば、無担保、3年間実質無利子にて融資。**(運転・設備資金)

- 融資限度額: **8,000万円** (国民生活事業(個人・小規模))
6億円 (中小企業事業(中小企業))

【窓口】日本政策金融公庫
事業資金相談ダイヤル: 0120-154-505

日本公庫・商工中金「資本性劣後ローン」

資本性劣後ローンとは、「**10年後、期日一括返済**」といった**返済方法により長期借入金を自己資本とみなす**ことができる融資。

事業計画書の提出等、融資条件について**個別相談が必要**。

【窓口】日本政策金融公庫: 0120-154-505
商工組合中央金庫: 0120-542-711

民間金融機関融資 信用保証料の補助

信用保証とは、民間金融機関から融資を受ける際に信用保証協会の保証を付け、資金繰りを支援する制度。
※別途、金融機関所定の金利が必要

- ① 伴走支援型特別保証制度
金融機関による継続的な伴走支援を条件に、中小企業者の経営改善等に必要な融資の保証料の一部を補助
保証限度額 6,000万円 保証期間 10年以内
据置期間 5年以内 保証料率 0.85% → 0.2%等

- ② 経営改善サポート保証(感染症対応型)制度
中小企業再生支援協議会等の支援により、事業再生に必要な資金の借入を保証する「経営改善サポート保証制度」の据置期間を5年に延長、保証料の一部を補助
保証限度額 2.8億円 保証期間 15年以内
据置期間 5年以内 保証料率 0.8~1.0% → 0.2%

【窓口】愛知県信用保証協会: 0120-454-754
名古屋市信用保証協会: 052-212-3011

労働者の休業支援等 (もらえる)

雇用調整助成金の特例措置 (事業主向け)

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当を助成する制度。

- 助成率: **中小企業が要件を満たす場合 最大10/10**
- 支給上限額: **1日あたり 15,000円** ※特例の場合

【窓口】愛知労働局あいち雇用助成室: 052-219-5518
厚生労働省コールセンター: 0120-603-999
お近くのハローワークでも受付

新型コロナウイルス感染症対応
休業支援金・給付金 (労働者向け)

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払なし)した中小企業の労働者等に対して、当該労働者の申請により支給される給付金。

- 支給上限額: **1日あたり 11,000円 × 休業実績(日数)**
※特例の場合

【窓口】休業支援金・給付金コールセンター: 0120-221-276

補助金・支援金 (もらえる)

中小企業等事業再構築促進事業

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、**思い切った事業再構築に意欲を有する一定の要件を満たす中小企業等を支援**。

- 《中小企業の場合》
- ・通常枠 100 ~ 8,000万円 補助率 2/3等
 - ・大規模貸金引上枠 8,000万 ~ 1億円 補助率 2/3等
 - ・回復・再生応援枠 100 ~ 1,500万円 補助率 3/4
 - ・最低貸金枠 100 ~ 1,500万円 補助率 3/4
 - ・グリーン成長枠 100万 ~ 1億円 補助率 1/2

【窓口】事業再構築補助金事務局コールセンター
＜ナビダイヤル＞ 0570-012-088
＜IP電話用＞ 03-4216-4080

事業復活支援金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、**売上が50%以上又は30%以上50%未満減少**した中小法人・個人事業者に支給。(※令和4年6月17日をもって申請期間終了)

- 中小法人等 : 上限最大250万円
- 個人事業者等 : 上限最大50万円



【窓口】事業復活支援金事業コールセンター: 0120-789-140

税・社会保険の特例取扱い

国税、国民健康保険、国民・厚生年金保険

国税、国民健康保険、国民・厚生年金保険の納付猶予等の取扱いについて、各窓口へ個別相談が可能。

【窓口】国税 お近くの税務署
国民健康保険 お住まいの市区町村
国民・厚生年金保険 お近くの年金事務所

経営相談窓口 (無料で相談できる)

- あいち産業振興機構: 052-715-3071
(創業、経営、金融、技術、IT、税務等、幅広く相談可)

- 愛知県よろず支援拠点: 052-715-3188
(あらゆる経営課題の相談可)



設備投資・資金繰り (返済負担を軽減できる)

日本公庫 新型コロナ特別貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況悪化を来している方が対象。特定の要件を満たせば、無担保、3年間実質無利子にて融資。(運転・設備資金)

- 融資限度額: 8,000万円 (国民生活事業(個人・小規模))
6億円 (中小企業事業(中小企業))

【窓口】日本政策金融公庫
事業資金相談ダイヤル: 0120-154-505

日本公庫・商工中金 「資本性劣後ローン」

資本性劣後ローンとは、「10年後、期日一括返済」といった返済方法により長期借入金を自己資本とみなすことができる融資。

事業計画書の提出等、融資条件について個別相談が必要。

【窓口】日本政策金融公庫: 0120-154-505
商工組合中央金庫: 0120-542-711

民間金融機関融資 信用保証料の補助

信用保証とは、民間金融機関から融資を受ける際に信用保証協会の保証を付け、資金繰りを支援する制度。

※別途、金融機関所定の金利が必要

① 伴走支援型特別保証制度

金融機関による継続的な伴走支援を条件に、中小企業者の経営改善等に必要な融資の保証料の一部を補助

保証限度額 6,000万円 保証期間 10年以内
据置期間 5年以内 保証料率 0.85% → 0.2%等

② 経営改善サポート保証(感染症対応型)制度

中小企業再生支援協議会等の支援により、事業再生に必要な資金の借入を保証する「経営改善サポート保証制度」の据置期間を5年に延長、保証料の一部を補助

保証限度額 2.8億円 保証期間 15年以内
据置期間 5年以内 保証料率 0.8~1.0% → 0.2%

【窓口】岐阜県信用保証協会: 058-276-8123
岐阜市信用保証協会: 058-267-4553

労働者の休業支援等 (もらえる)

雇用調整助成金の特例措置 (事業主向け)

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当を助成する制度。

- 助成率: 中小企業が要件を満たす場合 最大10/10
- 支給上限額: 1日あたり 15,000円 ※特例の場合

【窓口】岐阜労働局助成金センター: 058-263-5650
厚生労働省コールセンター: 0120-603-999
お近くのハローワークでも受付

新型コロナウイルス感染症対応
休業支援金・給付金 (労働者向け)

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払なし)した中小企業の労働者等に対して、当該労働者の申請により支給される給付金。

- 支給上限額: 1日あたり 11,000円 × 休業実績(日数)
※特例の場合

【窓口】休業支援金・給付金コールセンター: 0120-221-276

補助金・支援金 (もらえる)

中小企業等事業再構築促進事業

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する一定の要件を満たす中小企業等を支援。

《中小企業の場合》

- ・通常枠 100 ~ 8,000万円 補助率 2/3等
- ・大規模貸金引上枠 8,000万 ~ 1億円 補助率 2/3等
- ・回復・再生応援枠 100 ~ 1,500万円 補助率 3/4
- ・最低貸金枠 100 ~ 1,500万円 補助率 3/4
- ・グリーン成長枠 100万 ~ 1億円 補助率 1/2

【窓口】事業再構築補助金事務局コールセンター
＜ナビダイヤル＞ 0570-012-088
＜IP電話用＞ 03-4216-4080

事業復活支援金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が50%以上又は30%以上50%未満減少した中小法人・個人事業者に支給。(※令和4年6月17日をもって申請期間終了)

中小法人等 : 上限最大250万円
個人事業者等 : 上限最大50万円



【窓口】事業復活支援金事業コールセンター: 0120-789-140

税・社会保険の特例取扱い

国税、国民健康保険、国民・厚生年金保険

国税、国民健康保険、国民・厚生年金保険の納付猶予等の取扱いについて、各窓口へ個別相談が可能。

【窓口】国税 お近くの税務署
国民健康保険 お住まいの市町村
国民・厚生年金保険 お近くの年金事務所

経営相談窓口 (無料で相談できる)

● 岐阜県産業経済振興センター: 058-277-1090
(創業、経営、金融、技術、IT、税務等、幅広く相談可)

● 岐阜県よろず支援拠点: 058-277-1088
(あらゆる経営課題の相談可)



設備投資・資金繰り (返済負担を軽減できる)

労働者の休業支援等 (もらえる)

日本公庫 新型コロナ特別貸付

民間金融機関融資 信用保証料の補助

雇用調整助成金の特例措置 (事業主向け)

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況悪化を来している方が対象。特定の要件を満たせば、無担保、3年間実質無利子にて融資。(運転・設備資金)

信用保証とは、民間金融機関から融資を受ける際に信用保証協会の保証を付け、資金繰りを支援する制度。
※別途、金融機関所定の金利が必要

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当を助成する制度。

- 助成率: 中小企業が要件を満たす場合 最大10/10
- 支給上限額: 1日あたり 15,000円 ※特例の場合

【窓口】静岡労働局助成金センター: 054-653-6116
厚生労働省コールセンター: 0120-603-999
お近くのハローワークでも受付

- 融資限度額: 8,000万円 (国民生活事業(個人・小規模))
- 6億円 (中小企業事業(中小企業))

【窓口】日本政策金融公庫
事業資金相談ダイヤル: 0120-154-505

① 伴走支援型特別保証制度

金融機関による継続的な伴走支援を条件に、中小企業者の経営改善等に必要な融資の保証料の一部を補助

保証限度額 6,000万円 保証期間 10年以内
据置期間 5年以内 保証料率 0.85% → 0.2%等

② 経営改善サポート保証(感染症対応型)制度

中小企業再生支援協議会等の支援により、事業再生に必要な資金の借入を保証する「経営改善サポート保証制度」の据置期間を5年に延長、保証料の一部を補助

保証限度額 2.8億円 保証期間 15年以内
据置期間 5年以内 保証料率 0.8~1.0% → 0.2%

【窓口】静岡県信用保証協会: 054-252-2120

新型コロナウイルス感染症対応
休業支援金・給付金 (労働者向け)

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払なし)した中小企業の労働者等に対して、当該労働者の申請により支給される給付金。

- 支給上限額: 1日あたり 11,000円×休業実績(日数) ※特例の場合

【窓口】休業支援金・給付金コールセンター: 0120-221-276

補助金・支援金 (もらえる)

中小企業等事業再構築促進事業

事業復活支援金

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する一定の要件を満たす中小企業等を支援。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が50%以上又は30%以上50%未満減少した中小法人・個人事業者に支給。(※令和4年6月17日をもって申請期間終了)



中小法人等 : 上限最大250万円
個人事業者等 : 上限最大50万円

【窓口】事業復活支援金事業コールセンター: 0120-789-140

《中小企業の場合》

- ・通常枠 100 ~ 8,000万円 補助率 2/3等
- ・大規模貸金引上枠 8,000万 ~ 1億円 補助率 2/3等
- ・回復・再生応援枠 100 ~ 1,500万円 補助率 3/4
- ・最低貸金枠 100 ~ 1,500万円 補助率 3/4
- ・グリーン成長枠 100万 ~ 1億円 補助率 1/2

【窓口】事業再構築補助金事務局コールセンター
＜ナビダイヤル＞ 0570-012-088
＜IP電話用＞ 03-4216-4080

税・社会保険の特例取扱い

国税、国民健康保険、国民・厚生年金保険

国税、国民健康保険、国民・厚生年金保険の納付猶予等の取扱いについて、各窓口へ個別相談が可能。

【窓口】国税 お近くの税務署
国民健康保険 お住まいの市区町
国民・厚生年金保険 お近くの年金事務所

経営相談窓口 (無料で相談できる)

- 静岡県産業振興財団: 054-273-4434 (創業、経営、金融、技術、IT、税務等、幅広く相談可)

- 静岡県よろず支援拠点: 054-253-5117 (あらゆる経営課題の相談可)



設備投資・資金繰り (返済負担を軽減できる)

労働者の休業支援等 (もらえる)

日本公庫 新型コロナ特別貸付

民間金融機関融資 信用保証料の補助

雇用調整助成金の特例措置 (事業主向け)

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況悪化を来している方が対象。**特定の要件を満たせば、無担保、3年間実質無利子にて融資。**(運転・設備資金)

信用保証とは、民間金融機関から融資を受ける際に信用保証協会の保証を付け、資金繰りを支援する制度。

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当を助成する制度。

- 融資限度額: **8,000万円** (国民生活事業(個人・小規模))
- 6億円** (中小企業事業(中小企業))

※別途、金融機関所定の金利が必要

- 助成率: **中小企業が要件を満たす場合 最大10/10**
- 支給上限額: **1日あたり 15,000円** ※特例の場合

【窓口】三重労働局助成金センター分室: 059-253-2224
厚生労働省コールセンター: 0120-603-999
お近くのハローワークでも受付

【窓口】日本政策金融公庫
事業資金相談ダイヤル: 0120-154-505

日本公庫・商工中金 「資本性劣後ローン」

新型コロナウイルス感染症対応
休業支援金・給付金 (労働者向け)

資本性劣後ローンとは、「**10年後、期日一括返済**」といった**返済方法により長期借入金を自己資本とみなす**ことができる融資。

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払なし)した中小企業の労働者等に対して、当該労働者の申請により支給される給付金。

事業計画書の提出等、融資条件について**個別相談が必要**。

- 支給上限額: **1日あたり 11,000円 × 休業実績(日数)**
※特例の場合

【窓口】休業支援金・給付金コールセンター: 0120-221-276

【窓口】日本政策金融公庫: 0120-154-505
商工組合中央金庫: 0120-542-711

補助金・支援金 (もらえる)

中小企業等事業再構築促進事業

事業復活支援金

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、**思い切った事業再構築に意欲を有する一定の要件を満たす中小企業等を支援。**

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、**売上が50%以上又は30%以上50%未満減少**した中小法人・個人事業者に支給。(※令和4年6月17日をもって申請期間終了)

《中小企業の場合》

- ・通常枠 100 ~ 8,000万円 補助率 2/3等
- ・大規模貸金引上枠 8,000万 ~ 1億円 補助率 2/3等
- ・回復・再生応援枠 100 ~ 1,500万円 補助率 3/4
- ・最低貸金枠 100 ~ 1,500万円 補助率 3/4
- ・グリーン成長枠 100万 ~ 1億円 補助率 1/2

- 中小法人等 : 上限最大250万円
- 個人事業者等 : 上限最大50万円



【窓口】事業復活支援金事業コールセンター: 0120-789-140

税・社会保険の特例取扱い

国税、国民健康保険、国民・厚生年金保険

国税、国民健康保険、国民・厚生年金保険の納付猶予等の取扱いについて、各窓口へ個別相談が可能。

【窓口】国税 お近くの税務署
国民健康保険 お住まいの市町
国民・厚生年金保険 お近くの年金事務所

経営相談窓口 (無料で相談できる)

【窓口】事業再構築補助金事務局コールセンター
＜ナビダイヤル＞ 0570-012-088
＜IP電話用＞ 03-4216-4080

- 三重県産業支援センター 経営支援課: 059-253-4355 (創業、経営、金融、技術、IT、税務等、幅広く相談可)
- 三重県よろず支援拠点: 059-228-3326 (あらゆる経営課題の相談可)

